

副市長に西村幸高氏、
教育長に園田喜雄氏が
就任しました

就任しました

永田昇（ながたのぼる）
副市長の任期は4月1日、
34年3月31日の4年間、教育
長の任期は4月1日、33年3
月31日の3年間です。

副市長に西村幸高氏

同氏の主な経歴は次の通り
です。昭和54年4月に東久留
米市教育委員会教育長の任
命について、の議案が上程
され、同意されました。

これにより、4月1日付
で新副市長に西村幸高（に
しむらゆきたか）氏（62歳、
新教育長に園田喜雄（その
だよしお）氏（57歳）が就
任しました。



西村幸高
副市長



園田喜雄
教育長

教育委員会教育長に
園田喜雄氏

同氏の主な経歴は次の通り
です。昭和61年4月に東京
都入庁、その後、教育庁人
事部選考課長、教育庁人
事部選考課長（統括）、生活
文化スポーツ局私学部私学
行政課長（統括）、教育庁地
域教育支援部義務教育課長
（統括）、中部学校経営支援
センター所長、教職員研修
センター企画部長、西部学
校経営支援センター所長な
どを歴任。

4月1日付
市人事異動

市では、4月1日付で部
課長および係長・係員の異
動を行いました。部課長級
の異動は次の通りです（カ
ッコ内は前職。※は再任用）。

部 長 級

議会事務局局長兼議事事務
局長事務取扱※（議会事
務局長兼議事事務局次長事
務取扱 荒島久人▽企画経
営室長（企画経営室参事兼
企画経営室主幹事務取扱
土屋健治▽総務部長（企画
経営室長）佐々木弘治▽市
民部長（環境安全部長兼危
機管理室長）山下一美▽環
境安全部長兼危機管理室長
（総務部職員課長）下川尚
孝▽福祉保健部長兼福祉事
務所長※（福祉保健部長兼
福祉事務所長 内野寛香▽

課 長 級

企画経営室主幹（多摩北部
都市広域行政圏協議会事務局
担当）（東京都）島山栄▽企画
経営室行政課課長（総務部
管財課長兼主査事務取扱 久
保田嘉代子▽企画経営室秘書
広報課長兼秘書係長事務取扱
（環境安全部「危機管理室」
防災防犯課長 佐川公行▽総
務部職員課長（企画経営室行
政管理課長 道辻正信▽総務
部職員課主幹（東京市町村総
合事務組合派遣）（総務部職員
課主幹（東京市町村総合事務
組合派遣）林幸雄▽総務部管
財課長兼主査事務取扱（教育
部生涯学習課長 市澤信明▽

課 長 級

子ども家庭部長（会計課長）
坂東正樹▽教育部長（子ども
家庭部長）森山義雄
市民部納税課長※（児童青少
年課長 田中潤▽環境安全部
「危機管理室」防災防犯課長
（環境安全部環境政策課長兼
生活環境係長事務取扱）小泉
勝巳▽環境安全部環境政策課
長兼計画調整係長事務取扱
（監査事務局長補佐兼主査
岩澤純二▽福祉保健部福祉総
務課長（福祉保健部福祉総務
課長兼高齢者福祉係長事務取
扱）菅原信▽福祉保健部障害
福祉課長（福祉保健部障害福
祉課長兼主査事務取扱 後藤
寿之▽福祉保健部健康課長※
（福祉保健部健康課長 遠藤
毅彦▽子ども家庭部児童青少
年課長（福祉保健部福祉総務
課保護係長 新妻理成▽都
市建設部都市計画課長兼主査
事務取扱（都市建設部都市計
画課主査）久保隆義▽都市建
設部道路計画課長兼用地係長
事務取扱（都市建設部施設建
設課長 武内浩司▽都市建設
部管理課長（都市建設部都市
計画課長）吉川雅継▽都市建

生産緑地地区の
制度を改正しました

市では、生産緑地法などの
改正・施行を受け、緑地機能
を持つ農地の計画的な保全を
図るため、生産緑地地区に定
めることができる区域の規模
の下限を500平方メートルから3
00平方メートルと引き下げる
「東久留米市生産緑地地区に
関する条例」を制定し、4
月1日付で施行しました。

建築制限条例の
一部を改正しました

29年11月15日に「東久留米
駅神山線沿道神宝町地区地区
計画」を決定したことに伴い、
「東久留米市地区計画の区域
内における建築物の制限に関
する条例」の一部改正し、3
月30日から施行しました。
今回の改正は、同地区計画

また、平成3年に施行され
た生産緑地法により指定され
た生産緑地地区に対して「特
定生産緑地制度」が創設され
生産緑地地区の指定から30年
を経過する農地について、買
取り申し出期間を10年延長
できることになりました。
今後、同制度の手続きなど
の詳細が決まり次第、改めて
お知らせします。

詳しくは都市計画課計画調
整担当 ☎ 470・7762へ。
物などの新築・増改築などを
行う際に必要な建築確認申請
の審査対象になります。
また、違反した場合は、建
築基準法に基づく違反是正の
対象になるほか、条例に定め
る罰則の対象となります。
条例および地区計画の内容
の詳細は、市ホームページを
ご覧ください。

詳しくは都市計画課土地利
用計画担当 ☎ 470・7778
2へ。

特別児童扶養手当・
特別障害者手当などのご案内と
各手当額をお知らせします

特別児童扶養手当

30年4月分から、特別児童
扶養手当、特別障害者手当、
障害児福祉手当の各手当額が改
定されました。

特別児童扶養手当

次の①～③のいずれかに該
当する20歳未満の児童を監護
している父母または養育者に
支給されます。

①愛の手帳1～3度程度②
身体障害者手帳1～3級程度
③長期間安静を必要とする病
状または精神の障害により、
日常生活に著しい制限を受け
る児童。

ただし、施設入所者、児童
の障害を支給事由とする公的
年金を受給している方には支

特別障害者手当

20歳以上で、重度の障害が
あるため、日常生活に常時特
別の介護が必要な方（おおむ
ね身体障害者手帳1・2級程
度、愛の手帳1・2度程度で
それらが重複している方また
は、それらと同等の疾病、精
神障害の方）に支給されます。

ただし、施設入所者および病
院などに3カ月を超えて入院
している方には支給されませ

ライジングサン



市長 並木克巳

未来に希望を
つなぐ予算

桜が咲き、進学や就職を
迎え、希望に満ちた新年度

がスタートしました。皆さん
は、どのような新年度をお迎
えでしょうか。
私は、市長就任2期目の初
年度であります。気分一新で
頑張つてまいります。

さて、30年度予算編成は、
2期目スタートの初年度であ
りますが、財政が厳しく課題
が山積みする中で、いかに将
来につなげる予算とするか検
討を重ね、とても苦労いたし
ました。

大きな課題は、①高齢社会
②人口減少社会③公共施設の
老朽化対策です。持続し発展
するまちへと、これらの課題
をどのように克服していくの
か、まさに市政の転換期を迎
えた状況です。厳しい財政状
況にあっても、超少子高齢化
社会で、若い世代を呼び込む
ための子育て環境整備は必須
です。また、公共施設の老朽
化は一気に進んでおり、維持
から他の住宅扶助を受けてい
ない非課税世帯の方

重度心身障害者手当

重度の心身障害のため、常
時特別な介護を必要とする方
（重度の知的障害で常時特別
な介護を必要とする方、重度
の知的障害と身体障害の重複
障害の方、重度の肢体不自由
で四肢機能が失われ座ってい
ることが困難な方）に支給さ
れます。ただし、施設入所者
および3カ月を超えて入院し
ている方には支給されません。

※申請者本人の所得制限あり。
20歳未満の方は扶養義務
者の所得制限あり。

心身障害者
福祉手当住宅加算

次の①・②のすべてに該当
する方に支給されます。

①手当月額1万5500円
が児童青少年課助成支援係 ☎
470・7736、その他の
手当が障害福祉課 ☎ 470・
7747へ。